

平成 27 年 4 月 14 日

各 位

会社名 三菱UFJ投信株式会社
(管理会社コード 13444)
代表者名 取締役社長 金上 孝
問合せ先 商品ディスクロージャー部 井上 靖
(TEL. 03 - 6250 - 4910)

MAXIS ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名(コード)

MAXIS トピックス・コア30上場投信(1344)
MAXIS 日経225上場投信(1346)
MAXIS トピックス上場投信(1348)
MAXIS JPX日経インデックス400上場投信(1593)
MAXIS S&P三菱系企業群上場投信(1670)

2. 変更の理由

投信法の改正をうけて、投資家の利便性を向上させるため、配当落ち銘柄等の評価額に相当する金額について、金銭での申込受付を可能とするものです。

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

平成 27 年 4 月 14 日	金融庁届出日
平成 27 年 4 月 16 日	変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の変更の案

MAXIS トピックス・コア30 上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略) なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第3項の取得に係る一定口数に第6項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>② (略) この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（略）の終値（略）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p><u><新設></u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略) なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第4項の取得に係る一定口数に第7項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>② (略) この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（略）の終値（略）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p>③ <u>第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他</p>

<p>やむを得ない事情があるときは、<u>第3項</u>による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>⑥ <u>第3項</u>の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。(略)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p>やむを得ない事情があるときは、<u>第4項</u>による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>⑦ <u>第4項</u>の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。(略)</p> <p>⑧～⑪ (略)</p>
<p>(交換請求) 第41条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第42条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する<u>有価証券</u>との交換の指図を行います。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 当該抹消に係る手続きおよび第42条<u>第3項</u>に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 受託者は、第42条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第42条<u>第4項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>(略)</p>	<p>(交換請求) 第41条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第42条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する<u>有価証券等(同条第4項の指図に基づいて交付される金銭を含みます。)</u>との交換の指図を行います。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 当該抹消に係る手続きおよび第42条<u>第5項</u>に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 受託者は、第42条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第42条<u>第6項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>(略)</p>
<p>(交換の指図等) 第42条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。<u>ただし、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該発行会社の株式を除きます。)</u>を交換するよう指図するものと</p>	<p>(交換の指図等) 第42条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。<u><削除></u></p>

します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

<新設>

<新設>

③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求

③ 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にかかわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。

⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して4営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第

<p>を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p><u>④</u> (略)</p>	<p>1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、<u>金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。</u></p> <p><u>⑥</u> (略)</p>
---	--

以 上

投資信託約款の変更の案

MAXIS 日経225上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略) なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第3項の取得に係る一定口数に第6項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>② (略) この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（略）の終値（略）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p><u><新設></u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略) なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第4項の取得に係る一定口数に第7項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>② (略) この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（略）の終値（略）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p>③ <u>第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他</p>

<p>やむを得ない事情があるときは、<u>第3項</u>による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>⑥ <u>第3項</u>の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。(略)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p>やむを得ない事情があるときは、<u>第4項</u>による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>⑦ <u>第4項</u>の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。(略)</p> <p>⑧～⑪ (略)</p>
<p>(交換請求) 第41条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第42条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する<u>有価証券</u>との交換の指図を行います。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 当該抹消に係る手続きおよび第42条<u>第3項</u>に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 受託者は、第42条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第42条<u>第4項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>(略)</p>	<p>(交換請求) 第41条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第42条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する<u>有価証券等(同条第4項の指図に基づいて交付される金銭を含みます。)</u>との交換の指図を行います。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 当該抹消に係る手続きおよび第42条<u>第5項</u>に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 受託者は、第42条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第42条<u>第6項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>(略)</p>
<p>(交換の指図等) 第42条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。<u>ただし、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該発行会社の株式を除きます。)</u>を交換するよう指図するものと</p>	<p>(交換の指図等) 第42条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。<u><削除></u></p>

します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

<新設>

<新設>

③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求

③ 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にかかわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。

⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して4営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第

<p>を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>④ (略)</p>	<p>1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、<u>金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。</u></p> <p>⑥ (略)</p>
--	---

以 上

投資信託約款の変更の案

MAXIS トピックス上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略) なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第3項の取得に係る一定口数に第6項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>② (略) この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（略）の終値（略）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p><u><新設></u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略) なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第4項の取得に係る一定口数に第7項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>② (略) この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（略）の終値（略）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p>③ <u>第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他</p>

<p>やむを得ない事情があるときは、<u>第3項</u>による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>⑥ <u>第3項</u>の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。(略)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p>やむを得ない事情があるときは、<u>第4項</u>による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>⑦ <u>第4項</u>の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。(略)</p> <p>⑧～⑪ (略)</p>
<p>(交換請求) 第41条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第42条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する<u>有価証券</u>との交換の指図を行います。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 当該抹消に係る手続きおよび第42条<u>第3項</u>に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 受託者は、第42条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第42条<u>第4項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>(略)</p>	<p>(交換請求) 第41条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第42条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する<u>有価証券等 (同条第4項の指図に基づいて交付される金銭を含みます。)</u>との交換の指図を行います。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 当該抹消に係る手続きおよび第42条<u>第5項</u>に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 受託者は、第42条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第42条<u>第6項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>(略)</p>
<p>(交換の指図等) 第42条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。<u>ただし、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券 (当該発行会社の株式を除きます。)</u>を交換するよう指図するものと</p>	<p>(交換の指図等) 第42条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。<u><削除></u></p>

します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

<新設>

<新設>

③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求

③ 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にかかわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。

⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して4営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第

<p>を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p><u>④</u> (略)</p>	<p>1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、<u>金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。</u></p> <p><u>⑥</u> (略)</p>
---	--

以 上

投資信託約款の変更の案

MAXIS JPX日経インデックス400上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略) なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第3項の取得に係る一定口数に第6項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>② (略) この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（略）の終値（略）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p><u><新設></u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略) なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第4項の取得に係る一定口数に第7項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>② (略) この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（略）の終値（略）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p>③ <u>第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると</p>

<p>判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、<u>第3項</u>による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>⑥ <u>第3項</u>の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。(略)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p>判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、<u>第4項</u>による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>⑦ <u>第4項</u>の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。(略)</p> <p>⑧～⑪ (略)</p>
<p>(交換請求) 第44条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第45条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する<u>有価証券</u>との交換の指図を行います。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 当該抹消に係る手続きおよび第45条<u>第3項</u>に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第45条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 受託者は、第45条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第45条<u>第4項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>(略)</p>	<p>(交換請求) 第44条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第45条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する<u>有価証券等</u> (同条第4項の指図に基づいて交付される金銭を含みます。)との交換の指図を行います。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 当該抹消に係る手続きおよび第45条<u>第5項</u>に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第45条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 受託者は、第45条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第45条<u>第6項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>(略)</p>
<p>(交換の指図等) 第45条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。<u>ただし、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券</u> (当該発行会社の株式を除</p>	<p>(交換の指図等) 第45条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。<u><削除></u></p>

きます。)を交換するよう指図するものと
します。この場合の個別銘柄時価総額は、
前条第6項の基準価額の計算日における
当該発行会社の株式の金融商品取引所の
終値(終値のないものについてはそれに準
ずる価額とします。)に前条第6項の規定
に基づき計算された数を乗じて得た金額
とします。

<新設>

<新設>

③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹
消に係る手続きが行われたことを確認し
た場合に、委託者の指図にしたがい、振替
機関の定める方法により信託財産に属す
る交換有価証券に係る振替の請求等を行
うものとします。受益者への交換有価証券
の交付に際しては、原則として交換請求の
受付日から起算して4営業日目から、振替

③ 前項の規定にかかわらず、交換の請求を
行った受益者が、対象指数に採用されてい
る銘柄の株式の発行会社等である場合に
は、原則として、委託者は、前項の交換に
要する受益権の口数から当該発行会社の
株式の個別銘柄時価総額に相当する口数
を除いた口数の受益権と、取引所売買単位
の整数倍となる有価証券(当該発行会社の
株式を除きます。)を交換するよう指図す
るものとします。この場合の個別銘柄時価
総額は、前条第6項の基準価額の計算日に
おける当該発行会社の株式の金融商品取
引所の終値(終値のないものについてはそ
れに準ずる価額とします。)に前条第6項
の規定に基づき計算された数を乗じて得
た金額とします。

④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄
の有価証券に、その配当落ちまたは権利落
ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取
得することができる者が確定する日に交
換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行
われることとなる有価証券(以下、本項
において「配当落ち銘柄等」といいます。)
が含まれる場合は、委託者は、第2項の規
定にかかわらず、交換に係る有価証券のう
ち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する
部分について、当該株式の個別銘柄時価総
額に相当する金銭の交付をもって交換す
るよう指図することができます。この場合
の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準
価額の計算日における当該配当落ち銘柄
等の株式の金融商品取引所の終値(終値の
ないものについてはそれに準ずる価額と
します。)に第1項の受益者が取得できる
個別銘柄の有価証券に含まれる当該配当
落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし
ます。

⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹
消に係る手続きが行われたことを確認し
た場合に、委託者の指図にしたがい、振替
機関の定める方法により信託財産に属す
る交換有価証券に係る振替の請求等およ
び金銭の交付を行うものとします。原則と
して交換請求の受付日から起算して4営
業日目から、受益者への交換有価証券の交

<p>機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>④ (略)</p>	<p><u>付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、<u>金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。</u></u></p> <p>⑥ (略)</p>
--	--

以 上

投資信託約款の変更の案

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略) なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第3項の取得に係る一定口数に第6項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>② (略) この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（略）の終値（略）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p><u><新設></u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略) なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第4項の取得に係る一定口数に第7項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>② (略) この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（略）の終値（略）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p>③ <u>第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他</p>

<p>やむを得ない事情があるときは、<u>第3項</u>による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>⑥ <u>第3項</u>の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。(略)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p>やむを得ない事情があるときは、<u>第4項</u>による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>⑦ <u>第4項</u>の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。(略)</p> <p>⑧～⑪ (略)</p>
<p>(交換請求) 第41条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第42条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する<u>有価証券</u>との交換の指図を行います。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 当該抹消に係る手続きおよび第42条<u>第3項</u>に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 受託者は、第42条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第42条<u>第4項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>(略)</p>	<p>(交換請求) 第41条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第42条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する<u>有価証券等(同条第4項の指図に基づいて交付される金銭を含みます。)</u>との交換の指図を行います。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 当該抹消に係る手続きおよび第42条<u>第5項</u>に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 受託者は、第42条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第42条<u>第6項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>(略)</p>
<p>(交換の指図等) 第42条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。<u>ただし、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該発行会社の株式を除きます。)</u>を交換するよう指図するものと</p>	<p>(交換の指図等) 第42条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。<u><削除></u></p>

します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

<新設>

<新設>

③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求

③ 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にかかわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。

⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して4営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第

<p>を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p><u>④</u> (略)</p>	<p>1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、<u>金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。</u></p> <p><u>⑥</u> (略)</p>
---	--

以 上